

事業名	内容						
ふれあいネットワーク	地域住民や団体、関係機関が連携し、高齢者等を対象に、見守りや声かけ、定期訪問などを行い、支え合う活動。						
		H25	H26	H27	H28	H29	
	実施校区数	129	134	135	136	136	
	実施町数	1,671	1,728	1,770	1,793	1,745	
	対象世帯数	31,632	35,108	36,131	38,934	39,447	
	ボランティア数	10,644	11,533	12,078	12,882	12,925	
※福岡市地域保健福祉振興基金の助成を受け活動しているふれあいネットワーク							
ふれあいサロン	孤立防止や介護予防、生きがいと健康づくりなどを目的として、高齢者等と地域住民(ボランティア)が公民館や集会所に定期的に集まって仲間づくりや交流・ふれあいの場を広げる活動。						
		H25	H26	H27	H28	H29	
	実施校区数	139	141	141	141	141	
	実施箇所数	328	354	371	385	394	
	参加者数 (実数)	7,980	8,915	8,687	9,909	9,541	
	ボランティア数	4,166	4,603	4,292	4,492	4,344	
※福岡市地域保健福祉振興基金の助成を受け活動しているふれあいサロン							
声の訪問	ひとり暮らしの高齢者の安否確認を毎日電話により実施し、いろいろな相談に応じる。(無料)						
	<対象者> 65歳以上の一人暮らしの人またはこれに準ずる人						
	単位(件)						
	H25	H26	H27	H28	H29		
利用者数	478	488	510	498	556		
孤立死を防ぐ 見守りダイヤル	郵便物がたまったまま、洗濯物が干されたまま、電灯が昼夜ずっとついたままなど、孤立死の疑われる住民の異変に気付いた場合に通報するダイヤル。(365日、24時間受付)						
	単位(件)						
		H25	H26	H27	H28	H29	計
	通報件数	65	167	167	195	227	821
	うち 救命等※1	6	11	18	20	30	85
	相談・問合せ	112	162	158	193	225	850
	合計	177	329	325	388	452	1671
※1 室内で倒れていたため、救急車で搬送したケース等(全てが救急搬送ではない)							
緊急通報システム	在宅でひとり暮らしの高齢者などに緊急通報用機器の貸与等を行い、家庭内で急病や事故などの緊急事態におちいった時に、機器のボタンを押すと、自動的に「受信センター」へ通報し、「受信センター」から消防局や近隣の協力員などに連絡して生活の安全を確保する。						
	単位(件)						
		H25	H26	H27	H28	H29	計
	通報件数	47,880	48,280	50,281	47,229	33,364	227,034
うち 正報件数	956	964	1,028	983	1,005	4,936	

1. 事業概要

「保証人」や「緊急連絡先」の確保が困難な高齢者を支援するため、福岡市社会福祉協議会をコーディネーターとして、高齢者の入居に協力する「協力店」の登録や、高齢者の入居支援や生活支援を行う「支援団体」による「プラットフォーム」を構築し、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び入居後の生活支援を行う。

2. 利用者

市内の民間賃貸住宅への転居を希望する 65 歳以上の方のみで構成される世帯（65 歳以上の方と障がい者など配慮が必要な方のみで構成される世帯も含む）

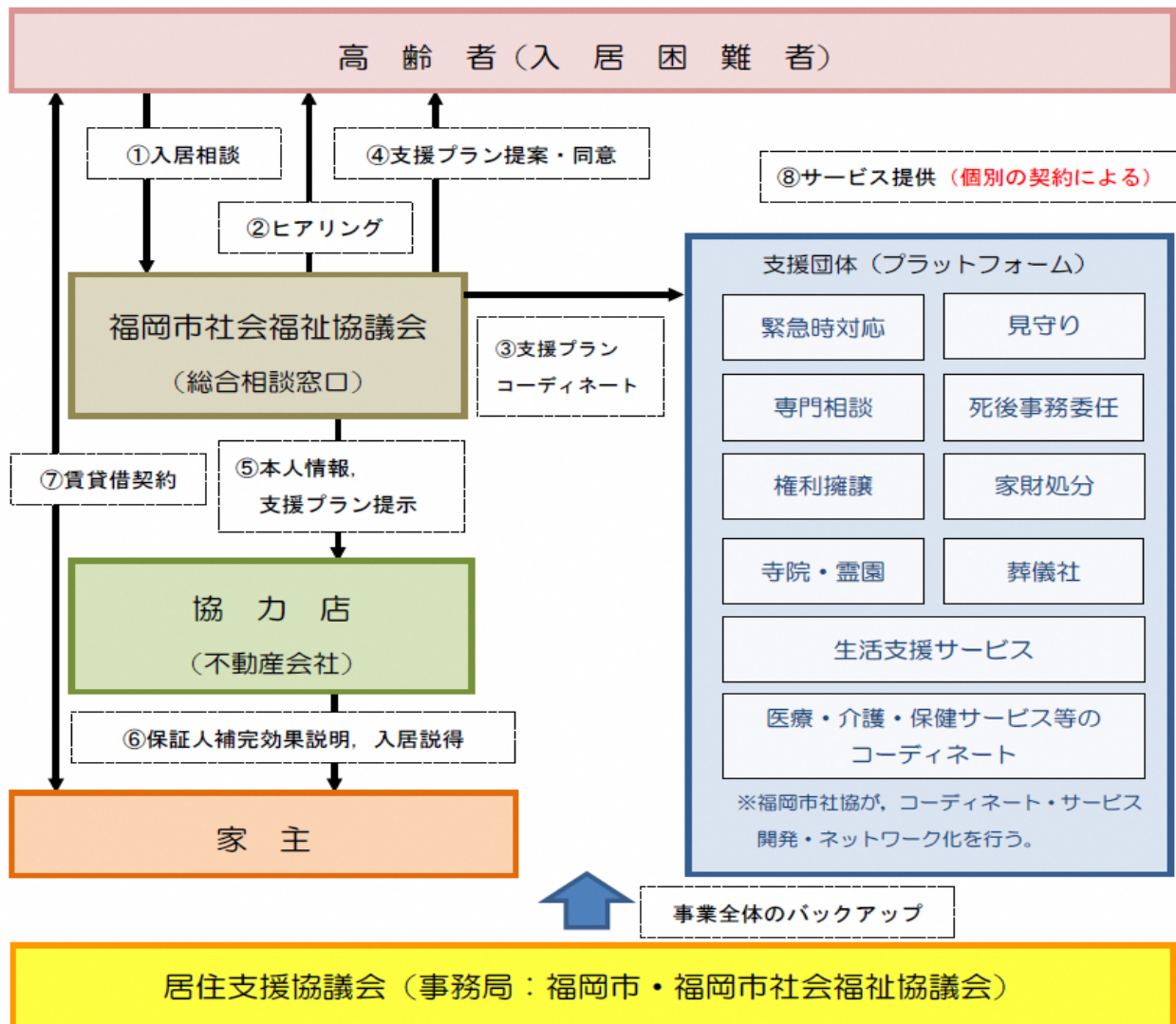
3. 相談窓口

福岡市社会福祉協議会（地域福祉部地域福祉課）

4. 事業開始時期

平成 26 年 10 月

5. 事業スキーム図



6. 実施状況（平成 26 年 10 月の事業開始から平成 30 年 3 月末時点の累計）

(1) 相談件数

【相談件数】 604件
 【成約件数】 177件（うち協力店101件）

(2) 協力店・支援団体の登録数

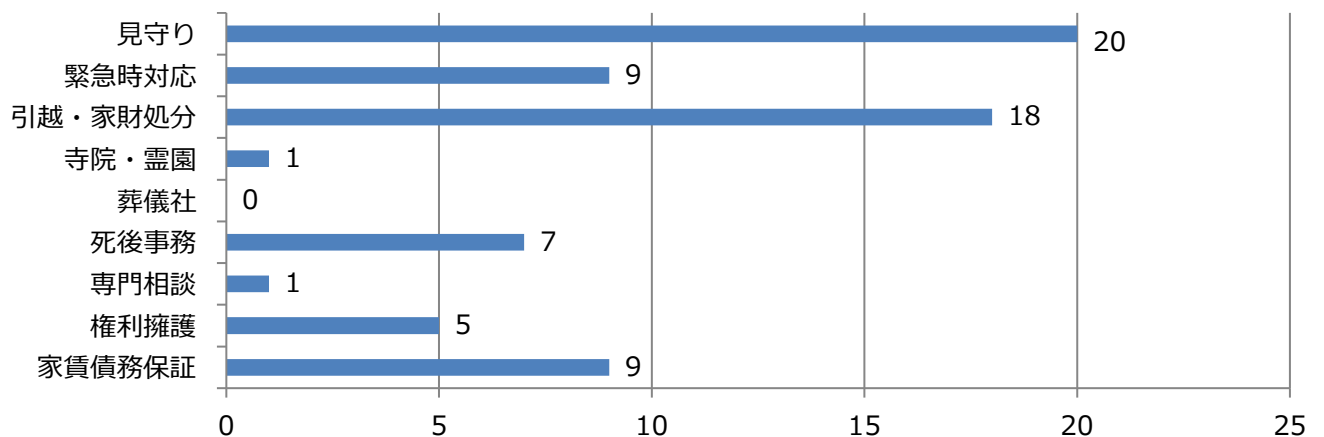
【協力店】 39社
 【支援団体】 14団体
 【提供サービス数】 24サービス

提供サービスの分類	登録数
見守り	6
緊急時対応	4
委任契約による死後事務	3
家財処分	2
寺院・霊園	2
葬儀社	1
専門相談（弁護士，司法書士，行政書士）	4
権利擁護	2
合計	24

※ 1つの支援団体が、複数のサービスを登録している場合があるため、支援団体の数と登録数は一致しない。

(3) 提供サービス別の利用件数

のべサービス利用件数 70件



【参考】提供サービスの内容

サービス名		対象者	料金	サービス内容
見守り	声の訪問	福岡市の介護保険被保険者で、65歳以上の一人暮らしの人またはこれに準じる人	無料	ひとり暮らし高齢者で定期的な安否確認を行う必要がある人に、電話による安否の確認（毎日1回）を行い、様々な相談に応じる。
	ふれあいネットワーク	一人暮らしの高齢者や障がい者、虚弱な高齢者及び高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、子育て中の世帯、その他地域において特に必要と認められる世帯	無料	地域住民（ボランティア）や地域団体、関係機関が連携し、支援を必要とする高齢者や障がい者・子育て世帯などを対象に、見守りや定期訪問などを行い、支え合う活動。
	ライフリズムみまもりサービス	ひとり暮らしの高齢者や女性、高齢者だけの世帯、持病がある方ほか	初期登録費 2,160円 月額 2,894円	在宅中、12時間以内にトイレ又または指定の場所を通らなければ「みまもりセンサー」が異常と判断し、救急対処員がすぐに駆けつけ、必要に応じて緊急時には救急車の手配を行う。
緊急時対応	見守りダイヤル	市民	無料	高齢者等の孤立死を防止することを目的に、自宅を訪問する企業や地域の住民が、異変に気付いた場合にその通報を受け、現地で安否確認を行う。
	緊急通報システム	65歳以上の福岡市の介護保険被保険者で、健康状態・身体状態に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らし及びそれに準じる人	利用者の所得段階により異なる	在宅でひとり暮らしの高齢者などが、家庭内で急病や事故などの緊急事態におちいったとき、胸にかけたペンダントのボタンを押せば「受信センター」に通報され、緊急時には消防局や近隣の協力員などに連絡して生活の安全を確保する。
	緊急通報サービス	ひとり暮らしの高齢者や女性、高齢者だけの世帯、持病がある方ほか	初期登録費 2,160円 月額 2,030円	在宅中、体調不良などの緊急時にペンダント型の救急ボタンを押せば救急対処員がすぐに駆けつけ、「みまもり・かけつけセンター」が電話確認後、必要に応じ、119番、緊急連絡先への通報等の対応を行う。
委任契約による死後事務	ずーっとあんしん安らか事業	75歳以上の方で（同居者がいる場合、すべて75歳以上の親族であること。）明確な契約能力を有し、子がいないこと	入会金 15,000円 年間費 10,000円 預託金 葬儀実施 50万円～	自身の死後事務（葬儀・納骨・家財整理等）について福岡市社会福祉協議会に預託金を預け、委任契約をしておくもの。契約後は、社協が定期的な見守りサービスや入退院の支援を行う。
	やすらかパック事業	65歳以上90歳未満で、死後事務をする親族がおらず、生活保護を受給していない方。保険会社の申込み要件に該当する方。	毎月の利用料 3,000円～ 5,000円 （年齢による）	福岡市社会福祉協議会と利用者が死後事務の委任契約を結び、利用料を支払うことによって、少額短期保険の仕組みを利用し、社協が委託した業者が死後事務を行う。

1. 賃貸住宅供給促進計画を策定した地方公共団体

H30.7.2 時点において、16 都道府県 1 市が策定済。

北海道，青森県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，東京都，山梨県，静岡県，大阪府，兵庫県，鳥取県，徳島県，愛媛県，長崎県，沖縄県，横浜市

2. 面積基準等の緩和の状況

東京都，大阪府，横浜市においてセーフティネット住宅の登録の面積基準を緩和。

タイプ 【国の基準】	一般 【住戸 25 m ² 】	台所等一部併用 【住戸 18 m ² 】	共同居住型 【1人専用居室 9 m ² ，全体 (15N+10) m ² 】
東京都	平成 7 年度以前に着工：15 m ² 以上 平成 8～17 年度に着工：17 m ² 以上 平成 18 年度以降に着工：20 m ² 以上	13 m ² 以上	1 人専用居室面積：7 m ² 以上 住宅全体面積：(13N+10) m ² 以上
大阪府，横浜市	18 m ² 以上	—	—

N：居住人数

3. 住宅確保要配慮者の追加（供給促進計画で定める者）の状況

	海外引揚	新婚	原爆被爆	戦傷者	児童養護施設	LGBT	UIJ	要配慮者支援	その他 (主なもの)
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦，炭鉱離職，離職退去，要介護要支援，被虐待
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	難病，要介護要支援
宮城県，秋田県，静岡県，愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	若者
北海道，東京都，福島県，大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	被虐待
鳥取県	○		○	○	○	○			起訴・執行猶予，罰金・科料
沖縄県	○		○	○	○				
青森県	○		○	○					
横浜市					○				
山梨県					[追加なし]				

【参考：住宅確保要配慮者の範囲】

区分	根拠
①住宅セーフティネット法で定める者 低額所得者／被災者（発災後3年以内）／高齢者／障がい者／子ども（高校生以下相当）を養育しているもの	法第2条第1～5項
②国土交通省令で定める者 外国人／中国残留邦人／児童虐待を受けた者／ハンセン病療養所入所者／DV被害者／北朝鮮拉致被害者／犯罪被害者／更生保護対象者／生活困窮者／大規模災害の被害者	法第2条第6項 施行規則第3条第1～10項
③供給促進計画で定める者 ^{※1} 海外からの引揚者／新婚世帯／原子爆弾被爆者／戦傷病者／児童養護施設退所者／LGBT／UIJターンによる転入者／住宅確保要配慮者に対して支援を行うもの	施行規則第3条第11項 基本的な方針

※1 地域における住宅確保要配慮者の状況を具体的に把握した上で，施策の対象となる住宅確保要配慮者を供給促進計画で定めること。なお，可能な限り多くの属性の方々を住宅確保要配慮者とすることが望ましい。

「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き」記載（国土交通省）

4. 横浜市賃貸住宅供給促進計画について

(1) 策定状況

H29.10.25 横浜市賃貸住宅供給促進計画【法施行時版】を策定

- ・住宅確保要配慮者に「児童養護施設退所者」を追加することとした。

H30.4.1 登録住宅の登録基準の緩和に関する事項，経済的支援に関する事項を改訂

- ・経済的支援（家賃補助、家賃債務理保証料補助）を H30 年度中に開始するにあたり、高齢者世帯の考え方を記載する必要性があったこと。
- ・併せて、早期に登録住宅を増やすための措置を講ずる必要性があったこと。

H31 年度 横浜市賃貸住宅供給促進計画【正式版】を策定予定

(2) 計画の主な内容

住宅確保要配慮者の範囲

法で定められた者，規則で定められた者及び児童養護施設退所者（供給促進計画で定める者）

賃貸住宅の供給目標

【公的賃貸住宅】

公的賃貸住宅の供給主体とも連携し，公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

【登録住宅】

空家，空室等を有効活用し，住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給促進を図る。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

【登録基準緩和】

従前の最低居住（面積）水準を考慮して，平成 18 年 3 月 31 日以前に建築確認がなされた住宅について，床面積の規模「25 m²」から「18 m²」とする。

【経済的支援】

低額所得の高齢者世帯を対象に，個々の状況に応じて，家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化の支援を行うように努める。

計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から当分の間とする。

横浜市賃貸住宅供給促進計画【法施行時版】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、横浜市賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

1. 区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

（1）住宅確保要配慮者の範囲

法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める者とする。また、同条第 11 号に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者は、児童養護施設退所者とする。

（2）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく神奈川県住生活基本計画に定められた公営住宅の供給の目標量及び横浜市住生活基本計画を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第 10 条第 5 項に規定する登録住宅

地域における空家・空室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

なお、登録住宅はバリアフリー化などあらゆる住宅確保要配慮者が居住しやすい良好な居住環境を有する住宅であることが望ましい。

2. 目標を達成するために必要な事項

（1）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住生活基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく神奈川県住生活基本計画及び横浜市住生活基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

（2）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① 経済的支援に関する事項

2013（平成 25）年住宅・土地統計調査によると、本市の借家世帯のうち、60 歳以上の高齢単身世帯及び高齢夫婦のみ世帯は約 15.8 万世帯であり、うち月額収入 15 万 8 千円以下の世帯は、約 6.3 万世帯である。

これら低額所得の高齢者世帯を対象に、個々の状況に応じて、家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化の支援を行うよう努める。

② 特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下、「特定優良賃貸住宅法」という。）第5条第1項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について、特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を規則第5条で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、市長の承認により、その全部又は一部を住宅確保要配慮者に賃貸することができる。

③ 登録住宅の登録基準の緩和に関する事項

(ア) 登録住宅（共同居住型住宅以外）の規模

民間賃貸住宅のストック活用の観点から、従前の最低居住（面積）水準を考慮して、平成18年3月31日以前に建築確認がなされた住宅について、規則第11条で定める各戸の床面積の規模「25㎡」とあるのは、「18㎡」とする。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

今後検討する。

3. 計画期間

平成30年4月1日から当分の間とする。